

大和高田市電子入札運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、大和高田市が電子入札システムを用いて行う入札に関し、円滑かつ的確に運用するための事務取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 大和高田市の入札事務を処理する情報処理システムをいう。
- (2) 電子入札 電子入札システムにおいて、電磁的記録の送受信により行う入札をいう。
- (3) ICカード 電子認証事業者が発行する電子的な証明書を格納しているカードをいう。
- (4) 電子ファイル 電子入札において提出書類として扱う電磁的記録をいう。
- (5) 紙入札 紙に記載した入札書を使用して行う入札をいう。
- (6) 電子くじ 入札参加者が任意に入力した数値を基に演算式により、電子入札システムがくじ引きを行い、落札者を決定する仕組みをいう。

(システムの利用時間)

第3条 電子入札システムの利用時間は、原則として、午前8時30分から午後8時までとする。ただし、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）及びシステムのメンテナンスに要する時間を除く。

(対象案件)

第4条 電子入札の対象となる工事等は、大和高田市が発注する入札方法を電子入札とすることを決定した工事等とする。

(電子入札システムへの利用者登録)

第5条 電子入札参加者は、あらかじめ電子入札に使用できるICカードを取得し、電子入札システムを用いて利用者登録を行わなければならない。

2 電子入札参加者は、利用者登録の内容に変更が生じた場合は、速やかに登録内容の変更を行わなければならない。

(ICカードの取扱い等)

第6条 電子入札に使用できるICカードの名義は、大和高田市競争入札参加資格者名簿

(以下「名簿」という。)に登録された個人又は法人の代表者とする。ただし、代表者から委任を受けて名簿に登録されている場合は、その委任を受けた者とする。

2 特定建設工事共同企業体における I C カードは、特定建設工事共同企業体の代表者の I C カードとする。

(電子ファイルの作成基準)

第 7 条 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は、次の各号のいずれかの方式によらなければならない。

(1) Microsoft Word (拡張子が.doc又は.docxで保存されるものに限る。)

(2) Microsoft Excel (拡張子が.xls又は.xlsxで保存されるものに限る。)

(3) P D F ファイル

(4) その他入札執行者が認めるもの

2 電子ファイルを圧縮する場合において、その形式は、L Z H 又は Z I P 形式によるものとする。

3 電子ファイルの保存時に損なわれる機能は、提出資料等の作成時に使用してはならない。

4 電子ファイルを提出するに当たり、電子入札参加者は、事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染していないか確認し、コンピュータウイルスに感染したファイルを提出してはならない。

5 第 1 項及び第 2 項により作成したファイルの容量は、合計 3 M B 以内とする。ただし、内訳書のファイルの容量は、1 M B 以内とする。やむを得ず指定した容量を超える場合、又は添付できない書面等がある場合は、入札担当課と調整後、各々書類の受付締切日時までに入札担当課に持参するものとする。

(紙入札による参加を承認する場合)

第 8 条 利用者登録を完了している競争入札参加登録業者で、次の各号のいずれかに該当する入札者は、紙入札を行うことができる。紙入札を希望する競争入札参加登録業者は、紙入札参加承認申請書(様式第 1 号)を市長に提出し、承認を得た場合に限り、必要な書類を持参し、入札に参加することができるものとする。

(1) 電子入札システムの障害等により、電子入札システムを使用した手続を行うことが困難な場合

(2) 電子入札を行うための I C カードが破損等により使用できなくなった場合で、I C カードの再発行を申請中の場合

- (3) 電子入札を行うためのICカードの所有者が退職、異動等により、当該ICカードを使用することが不適當となった場合、ICカードの再発行を申請中の場合
- (4) 会社の名称変更、合併、営業譲渡等により電子入札を行うためのICカードの取得が間に合わない場合、ICカードを申請中の場合
- (5) その他市長が紙入札を行うことがやむを得ないと認める場合

2 市長は、前項に規定する申請を受理したときは、速やかにその可否を決定し、紙入札参加（不）承認書（様式第2号）により、申請した者に通知しなければならない。

3 市長は、前項の規定により紙入札による参加を承認したときは、入札者が当該案件において電子入札システムを使用することについては認めないものとする。ただし、既に電子入札システムを利用して提出済みの文書については有効なものとして取り扱う。

4 第2項の規定により紙入札を認めた場合、入札者は、紙入札用入札書その他必要な書類を入札の公告又は指名競争入札等の入札通知書に示す入札書提出締切日時まで（休日を除く午前9時から正午までと午後1時から午後5時までに限る。）に提出するものとし、その後の書類の提出は一切受け付けないものとする。また、紙入札によって一旦市長に提出した入札書等の書換え、引換え及び撤回を行うことはできないものとする。

（入札書の提出）

第9条 入札者は、次に掲げる書類（以下「入札書等」という。）を入札書提出締切日時までに電子入札システムのサーバーに到達するように提出しなければならない。なお、入札書については、入札金額、入札者の商号又は名称及びくじ番号等必要な事項が全て入力されたものを有効な入札書として取り扱う。

- (1) 入札書
- (2) 入札内訳書
- (3) その他入札公告等で定める書面

2 市長は、入札書受付締切後、直ちにその旨を入札者（紙入札者を除く。）に、電子入札システムにより通知するものとする。

3 提出された入札書等の書換え、引換え及び撤回は認めない。

（開札）

第10条 入札執行者は、電子入札システムを使用して開札するものとする。

2 紙入札者がいるときの開札にあつては、開札日時に当該紙入札者の入札書を開封するものとする。この場合において、入札執行者は、開封した入札書の金額及び電子くじ番号を電子入札システムに入力するものとする。

3 一般競争入札及び指名競争入札の電子入札においては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8第2項及び第167条の13の規定を適用し、紙入札者がいない開札にあつては、入札者又は当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち会わせないで開札を行うことができる。

4 落札者を決定したときは、当該入札に参加した者に対し、電子入札システムにより通知するものとする。ただし、紙入札者に対する通知は、電話又はファックスによることができる。

5 落札者又は落札候補者が2者以上あるときは、電子くじにより落札者又は落札候補者及びその順位を決定するものとする。

6 落札者を決定するに当たり、落札決定を保留する必要がある場合は、落札決定を保留にし、その旨を当該入札に参加した者に対し、電子入札システムにより通知するものとする。ただし、紙入札者に対する連絡は、電話又はファックスによることができる。

（入札辞退）

第11条 入札者が入札を辞退する場合は、電子入札システムにより届け出なければならない。ただし、紙入札者は持参により提出するものとする。

（入札書の無効）

第12条 次に掲げる入札書は無効とする。

（1） 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札書

（2） 入札に参加する資格の無い者のした入札書

（3） 他人のICカードを使用した入札書

（4） その他市長の定める入札条件に違反した入札書

（入札者の失格）

第13条 落札者となるべき者が次に掲げる事由に該当する場合は、その者を落札者とし
ないものとする。

（1） 内訳書の提出が求められている入札にあつては、内訳書が添付されていない入札

（2） 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札

（3） その他市長の定める失格要件に該当する入札

2 前項に規定する場合においては、同項各号に掲げる事由に該当しない者のうち、落札者となるべきものを落札者とする。

（障害発生時の対応）

第14条 本市の使用に係る電子計算機等の障害、天災、広域的停電等のために電子入札システムが使用できなくなった場合は、次の各号の場合に応じてそれぞれ定めるところにより対応するものとする。

(1) 短時間の障害で、復旧の見込みがあり電子入札の確実な実施が見込める場合
必要に応じて、入札の延期を行い、入札者に連絡する。

(2) 重度の障害で、復旧の見込みがない又は電子入札の確実な実施が見込めない場合
紙入札に変更し、入札者に電話又はファックス等の確実な方法で紙入札に変更したこと及び入札方法等必要な事項を連絡する。この場合において、入札書を除く書類の受領が完了している場合は有効なものとして取り扱い、再度の提出は要しないものとし、既に提出された入札書がある場合は開札せずに無効とし、改めて紙入札書を提出させるものとする。

(その他)

第15条 この基準に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについて、入札心得、入札公告等の定めるところによる。

附 則

この基準は、令和3年6月1日から施行する。

紙入札参加承認申請書

大和高田市長 殿

(申請者)

所在地

商号又は名称

代表者名

印

下記の電子入札の案件について、下記理由により大和高田市電子入札システムを使用して参加することができないので、紙入札による参加の承認を申請します。

1 入札件名 _____

2 紙入札希望理由（該当するものにチェックしてください。）

- 電子入札システムの障害等により、電子入札システムを使用した手続を行うことが困難なため
- 電子入札を行うためのICカードが破損等により使用できなくなった場合で、ICカードの再発行を申請中のため
- 電子入札を行うためのICカードの所有者が退職、異動等により、当該ICカードを使用することが不適當となった場合で、ICカードの再発行を申請中のため
- 会社の名称変更、合併、営業譲渡等により電子入札を行うためのICカードの取得が間に合わない場合で、ICカードの申請中のため
- その他、やむを得ない事由があるため

()

年 月 日

殿

大和高田市長

印

紙入札参加（不）承認書

年 月 日付けで申請のありました下記入札案件に係る紙入札参加について、承認します。（承認しません。）

記

1 入札件名 _____

2 注意事項

- ・電子入札に対して紙入札で参加できるのは今回申請のあった案件のみです。
- ・今回、申請のあった案件は、もしシステムが回復しても電子入札システムで入札しないこと。もし、電子入札システムで入札行為があった場合は紙入札とも無効となります。
- ・入札書は封印し、封表に契約監理室長宛で案件名を記入し、入札書提出締切日時まで（休日を除く午前9時から正午までと午後1時から午後5時までに限る。）に大和高田市契約監理室へ持参すること。